

おくやみハンドブック

ご遺族の方へ

狭山市



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

狭山市では、ご家族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続について、少しでも分かりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

狭山市役所 04-2953-1111（代表）

## 事前準備について

狭山市役所にて各種手続をする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

### STEP 1

#### 持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」を  
ご確認ください。



### STEP 2

#### 委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。  
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問合せください。

### STEP 3

#### おくやみコーナーの予約（☎ 04-2937-5839）



おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にて  
ご予約ください。また、ステップ1と2でご不明な点等ございましたら、ご予約時にお問合せください。

### STEP 4

#### 各種手続チェックリスト



該当手続の把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続ページ  
をご覧ください。

### STEP 5

#### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、狭山市役所へお越しください。

## 来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方のもの

**亡くなられた方の必要なものについては、それぞれの手続のページにてご確認ください。**

### 本人確認書類について

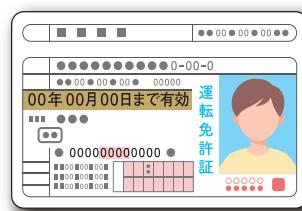
#### **1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 等

#### **2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格確認書等、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## おくやみコーナーのご案内

狭山市では、亡くなられた方に関する手続をご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。

ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

### おくやみコーナーでできること

#### ●必要な手續をまとめて受付できます

市役所での主な手續については、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手續もあります。



#### ●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名等基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

#### ●専用のコーナーで安心して相談できます

### 予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

#### ●電子申請

- ① 狹山市公式ホームページにアクセス
- ② 「おくやみコーナー」を検索
- ③ おくやみコーナー利用予約フォームから申請してください。



#### ●電話予約

電話番号：04-2937-5839

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

### 狹山市おくやみコーナー

場 所：狹山市役所 1 階

受付時間：午前 9 時～午後 3 時 30 分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届等</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手續</li> <li>○公共料金等の手續 (42 ページ参照)</li> </ul>	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	(45 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (45 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (46 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

狭山市で必要な手続については7ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

## 死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が世帯主だった	7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	8
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金(共済組合)に加入または受給していた	13
税金	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた(所有権移転登記が済んでいない)	14
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	15
	<input type="checkbox"/>	市に納める税金・保険料に未納や還付金がある	17
	<input type="checkbox"/>	市税・保険料を亡くなられた方の口座から引き落とし(口座振替)していた	17
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	18
	<input type="checkbox"/>	介護保険料を支払っていた	18
福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	19
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、在宅心身障害者福祉手当を受給していた	19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた(受給者が亡くなられた場合)	20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた(児童が亡くなれた場合)	21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療費制度を利用していた	22
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入または心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた	23
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費支給制度を利用していた	26

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用助成券または自動車燃料購入助成券を利用していた	26
	<input type="checkbox"/>	心身障害児(者)生活サポート事業を利用していた	27
	<input type="checkbox"/>	埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた	27
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	29
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給者証を交付されていた	30
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	30
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	31
	<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を受けている	31
	<input type="checkbox"/>	認可保育施設に入所申込をしていて、待機となっている	31
	<input type="checkbox"/>	認可保育施設利用児童と同居していた	32
	<input type="checkbox"/>	学童保育室利用児童と同居していた	32
	<input type="checkbox"/>	学童保育室入室申込をしていて、待機となっている (対象児童の保護者、同居者)	32
	<input type="checkbox"/>	狭山市の奨学金を貸与中もしくは返還中である	33
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	34
住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に居住していた	35
	<input type="checkbox"/>	土地・建物の登記をされていた(されていなかった)	35
	<input type="checkbox"/>	空き家の売却、賃貸、相続、管理等を相談したい	36
	<input type="checkbox"/>	相続した空き家をリフォームまたは解体し、その家屋または敷地を譲渡した	36
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている	37
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用している	37

## 1. 住民登録に関する手続

### 亡くなられた方が世帯主だった

#### 手続 世帯主変更の手続

手續詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯に残された世帯員が2人以上いらっしゃるときは世帯主変更の手続をしてください。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	問合せ先
□ 届出人の本人確認書類	市民課 ☎ 04-2953-1111 内線（1031、1032、1033、 1034、1035）

### マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続 カードの返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。  マイナンバーカード、住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後ご確認いただくことができなくなります。全てのお手続が完了してからご返却いただなかか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード □ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 04-2953-1111 内線（1031、1032、1033、 1034、1035）

## 印鑑登録をしていた

### 手続 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 04-2953-1111 内線（1031、1032、1033、 1034、1035）

MEMO

## 2. 保険に関する手続

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続 ① 資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収します。 ※市役所本庁または各地区センター・地域交流センターに返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（対象者のみ）	保険年金課 ☎ 04-2953-1111 内線（1053、1054）

#### 手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状や葬祭領収書等）	保険年金課 ☎ 04-2953-1111 内線（1051、1052、 1061）

### 手続③ 高額療養費の申請

手続詳細	期 限
医療費が高額となった場合、限度額を超えた分を高額療養費として支給します。世帯主または相続人からの申請が必要です。	診療を受けた月の翌月1日から2年以内
手続可能な人	世帯主または相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等（世帯主のもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が単身世帯の場合は、遺産分割協議書及び代表相続人の預金通帳等、戸籍謄本の写し（同一世帯などで保険年金課で確認できる場合は提出不要） <input type="checkbox"/> 申請書またははがき（対象となる場合のみ郵送します。） <input type="checkbox"/> 申請書またははがきに記載されている診療年月の領収書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<b>保険年金課</b> <b>☎ 04-2953-1111</b> 内線（1051、1052、1061）

### 手続④ 国民健康保険税の精算

手続詳細	期 限
国民健康保険税の精算があった場合は、亡くなられた翌月以降に、市から税額更正通知書を送付し、保険税の還付がある場合は収税課から還付通知書を送付します。未納がある場合は納付書を交付しますので、納付をしてください。  なお、亡くなられた方が単身世帯や施設入居等、送付した郵便物が返戻になるおそれのある場合は、相続人が送付先変更届をご提出ください。	速やかに
手続可能な人	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等、本人確認書類	<b>保険年金課</b> <b>☎ 04-2953-1111</b> 内線（1053、1054）

## 2. 保険に関する手続

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続 ① 資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収します。 ※市役所本庁または各地区センター・地域交流センターに返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書等	保険年金課 ☎ 04-2953-1111 内線（1574、1575、1578、1579）

#### 手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状や葬祭領収書等）	保険年金課 ☎ 04-2953-1111 内線（1574、1575、1578、1579）

### 手続③ 高額療養費等の申立て申請

手續詳細	期限
高額療養費や保険料還付金の振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。 なお、後期高齢医療保険料の精算を行い、金額変更がある場合は、後日、相続人代表者へ変更通知書を送付します。 また、保険料の還付がある場合は、還付通知書にて口座振込日をお知らせします。 未納がある場合は納付書を交付しますので納付をしてください。	2年以内  手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	保険年金課 04-2953-1111 内線（1574、1575、1578、1579）

MEMO

### 3. 年金に関する手続

#### 国民年金に加入または受給していた

##### 手続 必要な手続の確認

手續詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金制度や納付状況、受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問合せください。	速やかに
※請求先は年金事務所になります。 ※厚生年金・共済組合の記録がある方は、P.13《厚生年金（または共済組合）に加入または受給していた》をご確認ください。	手続可能な人 —
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170 保険年金課 ☎ 04-2953-1111 内線（1055～1057）

#### 厚生年金（共済組合）に加入または受給していた

##### 手続 必要な手続の確認

手續詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金制度や納付状況、受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問合せください。	速やかに
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	厚生年金 ・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ・所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170  共済組合 ・各共済組合

## 4. 税金に関する手続

### 市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

#### 手続 相続人代表者指定（変更）届出書の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定（変更）届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することができます。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	相当な期間（概ね3か月）
必要なもの	問合せ先
なし	市民税課 ☎ 04-2937-5073（直通）

### 固定資産を所有していた（所有権移転登記が済んでいない）

#### 手続 相続人代表者指定（変更）届出書の提出

手続詳細	期 限
固定資産を所有していた方が亡くなられた場合、その方に代わって固定資産にかかる納税通知書や還付等に関する通知を受け取る方を相続人の中から選任していただく手続になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続をお願いします。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することができます。	相続人であることを知った日の翌日から3か月以内
必要なもの	問合せ先
【法定相続人の場合】 原則不要  【法定相続人以外の場合】 遺言書の写し等	資産税課 ☎ 04-2937-5145（直通）  管轄の法務局 所沢支局 ☎ 04-2992-2677

## 4. 税金に関する手続

### 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続 ① 廃車の手続

手續詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手續可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人と同一世帯の親族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。

MEMO

## 手続② 相続人への名義変更

手續詳細	期限
<p>亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。</p> <p>※他市にお住まいの相続人や相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。</p>	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人と同一世帯の親族の方 ③その他の方 <p>※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。</p>
問合せ先	市民税課 ☎ 04-2937-5073（直通）

MEMO

## 4. 税金に関する手続

### 市に納める税金・保険料に未納や還付金がある

#### 手続 税金・保険料の納付に関する手続

手續詳細	期 限
亡くなられた方の市税・保険料に未納がある場合は、相続人に納付していただく必要があります。	速やかに
また、未請求の還付金がある場合は、相続人から請求していただく必要があります。詳しくは問合せ先に記載の担当課までお問合せください。	手続可能な人 相続人代表者等
<b>必要なもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 納税通知書、督促状等</li> <li><input type="checkbox"/> 過誤納金還付通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類</li> </ul> <p>※別途、相続人であることを確認するための書類を求める場合があります。</p>	<b>問合せ先</b> <p>【市税・国民健康保険税・介護保険料】 収税課 ☎ 04-2937-5549（直通）</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 保険年金課 ☎ 04-2941-5174（直通）</p>

### 市税・保険料を亡くなられた方の口座から引き落とし（口座振替）していた

#### 手続 税金・保険料の納付に関する手続（口座振替の変更等）

手續詳細	期 限
市税・保険料を亡くなられた方の口座から引き落とし（口座振替）していた場合、納付書による納付に変更となる場合があります。口座振替していた内容やお亡くなりになった時期等により、お手続が異なるため、詳しくは問合せ先に記載の担当課までお問合せください。	速やかに
<b>必要なもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 納税通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 希望される口座振替の通帳またはキャッシュカード</li> <li><input type="checkbox"/> 口座の届出印</li> </ul>	<b>手続可能な人</b> 相続人代表者等
	<b>問合せ先</b> <p>【市税・国民健康保険税・介護保険料】 収税課 ☎ 04-2937-5549（直通）</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 保険年金課 ☎ 04-2941-5174（直通）</p>

## 5. 介護保険に関する手続

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続 被保険者証等の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却してください。 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、介護保険資格者証を交付されていた場合は、返却してください。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証（交付されていた場合） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（交付されていた場合） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険資格者証（交付されていた場合）	介護保険課 ☎ 04-2941-5609（直通）

### 介護保険料を支払っていた

#### 手続 介護保険料の精算

手續詳細	期 限
介護保険料の精算を行い、金額の変更がある場合は、後日、相続人代表者の方へ変更通知書を送付いたします。 また、保険料の還付がある場合は、収税課から還付通知書を送付します。 未納がある場合は、納付書を交付しますので納付をしてください。	速やかに
	手続可能な人
	相続人代表者等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座情報が分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等（同一世帯は不要） 法定相続人以外の場合：遺言書の写し等	介護保険課 ☎ 04-2941-5609（直通）

## 6. 福祉に関する手続

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。資格喪失の手続が必要です。	なし
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1593、1594） FAX 04-2952-0615

### 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、在宅心身障害者福祉手当を受給していた

#### 手続

障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、在宅心身障害者福祉手当の資格喪失届の提出

(未払い分がある場合は障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、在宅心身障害者福祉手当未支払手当請求書の提出)

手續詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、在宅心身障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失の手続が必要です。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	速やかに
必要なもの	問合せ先
未払い分がある場合、以下のものが必要です 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当】 <input type="checkbox"/> 配偶者または扶養義務者で、亡くなられた方と生計を同じくしていた方の振込口座の分かるもの 【在宅心身障害者福祉手当】 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1591、1592） FAX 04-2952-0615

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【受給者が亡くなられた場合】

**手続 特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出  
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)**

手續詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失の手続が必要です。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	速やかに
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡の記載がある戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の口座の分かるもの (児童に意思能力がない場合は、その養育者の口座の分かるもの) <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者と対象児童の戸籍謄本、認定請求者の振込口座の通帳の写し	障がい者福祉課 04-2953-1111 内線 (1591、1592) FAX 04-2952-0615

MEMO

## 6. 福祉に関する手続

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【児童が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、  
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

手續詳細	期 限
亡くなられた方が児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失の手続が必要です。	速やかに
必要なもの	問合せ先
	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1591、1592） FAX 04-2952-0615

MEMO

## 自立支援医療費制度を利用していた

### 手続　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって資格喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却する必要があります。	速やかに
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	障がい者福祉課 04-2953-1111 内線 • 更生・育成医療 1591、1592 • 精神通院 1593、1594 FAX 04-2952-0615

MEMO

## 6. 福祉に関する手続

### 心身障害者扶養共済制度に加入または心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた

#### **【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】**

##### **手続　死亡・障害届、年金給付請求書の提出**

手続詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内 (3年を経過した場合は遅延理由書が必要となりますので、窓口でご相談ください)
手続可能な人	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問合せ先
<p>※各書類をご用意いただく前に、事前に窓口にお立ち寄りください</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書もしくは死体検案書 またはこれに代わる書類（原本が必要です。原本がない場合はコピーで対応できますが、原本証明が必要です）</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票）の写しまたは戸籍抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票の写しまたは戸籍抄本 (発行日が申請から3か月以内で、加入者の死亡日にその方が生存していることが分かるものが必要です。また、住所・氏名変更の手續が未了の場合は、併せて変更の手續を行ってください)</p> <p><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座の分かるもの (障害のある方または年金管理者のいずれかのもの)</p>	<b>障がい者福祉課</b> <b>☎ 04-2953-1111</b> <b>内線（1591、1592）</b> <b>FAX 04-2952-0615</b>

## 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

### 手続 死亡・障害届、弔慰金給付請求書の提出

手続詳細	期 限 受給予定者が亡くなれた日から3年以内 (3年を経過した場合は遅延理由書が必要となりますので、窓口でご相談ください)
必要なもの	手続可能な人 加入者または年金管理者
※各書類をご用意いただく前に、事前に窓口にお立ち寄りください 【弔慰金の請求】※ 1年以上、加入していた場合 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 障害のある方の死亡が分かる住民票(除票)の写し (障害のある方の死亡日に加入者が生存していることが分かるものが必要です。また、住所・氏名変更の手續が未了の場合は、併せて変更の手續を行ってください。) <input type="checkbox"/> 振込口座の分かるもの (振り込み先は加入者名義の口座です)	問合せ先 障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線(1591、1592) FAX 04-2952-0615

## 6. 福祉に関する手続

### 心身障害者扶養共済制度に加入または心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

#### 手続 死亡・障害届の提出

手續詳細	期 限
心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・障害届の提出が必要です。死亡の届け出が遅れたことにより、死亡月以降も年金が支給されていた場合は、返還していただくことになりますので、速やかにお手続ください。	速やかに
必要なもの	問合せ先
なし	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1591、1592） FAX 04-2952-0615

MEMO

## 心身障害者医療費支給制度を利用していた

### 手続 心身障害者医療費受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手續詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費支給制度を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。受給者証は返却となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 親族名義の振込口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1591、1592） FAX 04-2952-0615

## 福祉タクシー利用助成券または自動車燃料購入助成券を利用していた

### 手続 資格喪失届と、未使用分の福祉タクシー利用助成券または自動車燃料購入助成券の返却

手續詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用助成券または自動車燃料購入助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー利用助成券または自動車燃料購入助成券があれば返却する必要があります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー利用助成券 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料購入助成券	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1591、1592） FAX 04-2952-0615

## 6. 福祉に関する手続

### 心身障害児（者）生活サポート事業を利用していた

#### 手続 利用者票の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が生活サポートを利用していた場合、生活サポート事業利用者票を返却する必要があります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の生活サポート事業利用者票	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1593、1594） FAX 04-2952-0615

### 埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた

#### 手続 利用証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた場合、利用証を返却する必要があります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の埼玉県思いやり駐車場制度利用証	障がい者福祉課 ☎ 04-2953-1111 内線（1591、1592） FAX 04-2952-0615

## 7. 子どもに関する手続

### 児童手当を受給していた

#### 手続 受給事由消滅届、額改定届の提出、受給者変更手続

手續詳細	期 限
<p>【対象児童が亡くなられた場合】 児童の死亡日に受給資格が消滅するため手続が必要となります。</p> <p>【児童手当の受給者が亡くなられた場合】 未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更につき、手続が必要となります。</p>	<p>速やかに（受給者が亡くなられた場合は死亡日の翌日から数えて15日以内）</p> <p>※手続きの期限を過ぎると、手当を受給できない月が発生する場合があります。</p>
必要なもの	手続可能な人
<p>【対象児童が亡くなられた場合】 なし</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定者の通帳またはキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード</p> <p>※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途、戸籍の附票が必要となります。</p>	<p>【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者（受給者または配偶者）</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 受給者が亡くなれた後、対象児童を新たに養育する方</p> <p>問合せ先 こども支援課 ☎ 04-2941-3069（直通）</p>

MEMO

## 7. 子どもに関する手続

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続 資格喪失届、額改定届、死亡届の提出

手續詳細	期 限
<p>【対象児童が亡くなられた場合】 児童の死亡日に受給資格が喪失するため、手続が必要となります。</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 死亡届の提出が必要です。手当は死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。死亡届の提出が遅れると、手当の返還が生じる場合がありますので、速やかに手続してください。</p>	<p>速やかに 手続可能な人</p> <p>【対象児童が亡くなられた場合】 <b>受給者</b></p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 <b>対象児童を新たに養育する方</b></p>
<p>【対象児童が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 対象児童本人またはその新たな養育者の通帳またはキャッシュカード</p>	<p>問合せ先</p> <p>こども支援課 ☎ 04-2941-3069（直通）</p>

MEMO

## 子ども医療費受給者証を交付されていた

### 手続 受給者証の返納、資格喪失届の提出、受給者変更の手続

手續詳細	期 限
<p>【対象児童が亡くなられた場合】 対象児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】 受給者変更の手続が必要となります。</p>	<p>速やかに 手続可能な人 対象児童を新たに養育する方</p>
必要なもの	問合せ先
<p>【対象児童が亡くなられた場合】  <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療費受給者証</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】  <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療費受給者証  <input type="checkbox"/> 受給者がお亡くなりになった事に伴い変更となった、対象児童の新しい加入医療保険確認書類  <input type="checkbox"/> 対象児童を新たに養育する方の通帳またはキャッシュカード</p>	<p>こども支援課 ☎ 04-2941-3069 (直通)</p>

## ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

### 手続 受給者証の返納、資格喪失届の提出

手續詳細	期 限
<p>ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。</p> <p>また、資格喪失届の手続が必要となります。</p>	<p>速やかに 手続可能な人 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者（受給者） 【保護者が亡くなられた場合】 対象児童を新たに養育する方</p>
必要なもの	問合せ先
<p>【対象児童が亡くなられた場合】  <input type="checkbox"/> 受給者及び亡くなられた対象児童のひとり親家庭等医療費受給者証  <input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類</p> <p>【受給者が亡くなられた場合】  <input type="checkbox"/> 受給者及び対象児童のひとり親家庭等医療費受給者証  <input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類  <input type="checkbox"/> 対象児童本人またはその新たな養育者の通帳またはキャッシュカード</p>	<p>こども支援課 ☎ 04-2941-3069 (直通)</p>

## 7. 子どもに関する手続

### 養育医療券を交付されていた

#### 手続 養育医療券の返納

手続詳細	期 限
養育医療券を交付されていた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手續可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類	乳児の保護者 問合せ先 保健センター ☎ 04-2959-5811

### 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を受けている

#### 手続 世帯構成の変更連絡

手續詳細	期 限
教育・保育給付認定、施設等利用給付認定児童の保護者、同居の親族等が亡くなられた場合、世帯構成の変更の旨を問合せ先までご連絡ください。	速やかに
必要なもの	手續可能な人
なし	認定児童の保護者、親族等 問合せ先 保育幼稚園課 ☎ 04-2941-4093（直通）

### 認可保育施設に入所申込をしていて、待機となっている

#### 手続 認可保育施設入所申込書の内容変更

手續詳細	期 限
保育の必要性の認定基準の変更や入所審査の算定項目の変更により、入所審査に影響がある可能性がありますので、問合せ先までご連絡ください。	速やかに
必要なもの	手續可能な人
なし	対象児童の保護者、親族等 問合せ先 保育幼稚園課 ☎ 04-2941-4093（直通）

## 認可保育施設利用児童と同居していた

### 手続 保育料振替口座の変更

手続詳細		期限
保育料振替口座の名義人であった場合、振替口座の変更手続が必要になる場合があります。また、保護者や同居の親族等の課税状況により、保育料が変更となる場合がありますので、問合せ先までご連絡ください。		速やかに
必要なもの	手続可能な人	
なし	対象児童の保護者、親族等	
	問合せ先	
	保育幼稚園課 ☎ 04-2941-4093（直通）	

## 学童保育室利用児童と同居していた

### 手続 学童保育室児童台帳の内容変更届、保育料振替口座の変更

手続詳細		期限
・学童保育室児童台帳の内容を変更する ・保育料振替口座の名義人であった場合の変更手続		速やかに
必要なもの	手続可能な人	
□ 新たに設定する振替口座の登録印	学童保育室利用児童の保護者	
	問合せ先	
	青少年課 ☎ 04-2941-4316（直通）	

## 学童保育室入室申込をしていて、待機となっている（対象児童の保護者、同居者）

### 手続 学童保育室入室申込書の内容変更

手続詳細		期限
入室審査の算定項目に「ひとり親」の要件、同居親族に関する要件があるため、入室審査に影響がある可能性があります。		速やかに
必要なもの	手続可能な人	
なし	対象児童の保護者	
	問合せ先	
	青少年課 ☎ 04-2941-4316（直通）	

## 7. 子どもに関する手続

### 狭山市の奨学生を貸与中もしくは返還中である

#### 手続 死亡届、連帯保証人変更届の手続

手續詳細	期 限
奨学生本人が亡くなられた場合及び連帯保証人が亡くなられた場合に手続が必要です。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 奨学生本人の場合は、戸籍抄本	【奨学生が亡くなられた場合】 連帯保証人
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の場合は、新しく連帯保証人になる方の 印鑑登録証明書	【連帯保証人が亡くなられた場合】 奨学生
問合せ先	
	学務課 ☎ 04-2968-6034(直通)

MEMO

## 8. 上下水道に関する手続

### 上下水道を使用していた

#### 手続　名義変更または閉栓手続

手続詳細	期　限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要となります。 ※電話手続可	なし
必要なもの なし	手続可能な人 親族等 問合せ先 狹山市上下水道 お客様サービスセンター ☎ 04-2999-6077

MEMO

## 9. 住宅に関する手続

### 市営住宅に居住していた

#### 手続 世帯構成の変更手続（口座登録の変更等）

手続詳細	期 限
異動届の提出や場合により名義人の変更申請、口座登録の変更申請、家賃の減免申請等が必要のため、市営住宅に居住されている方が亡くなられた場合には問合せ先までご連絡ください。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
問合せ先までご連絡ください。	同居者や親族等
	問合せ先 市街地整備課 ☎ 04-2953-1111 内線（2234、2235）

### 土地・建物の登記をされていた（されていなかった）

#### 手続 相続登記の手続

手続詳細	期 限
建物や土地は相続登記の手續がされていなくても、相続人が適切に管理する義務があります。また、名義が変更されていないと売買や賃貸の契約ができないため、速やかに相続登記の手續を行ってください。	相続で不動産取得を知った日から3年以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 被相続人の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 相続関係説明図 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 <input type="checkbox"/> 相続登記申請書 等	相続人
	問合せ先 狭山市の管轄 さいたま 地方法務局 所沢支局 ☎ 04-2992-2677

## 空き家の売却、賃貸、相続、管理等を相談したい

### 手続 空き家のワンストップ相談窓口への相談

手續詳細	期 限
空き家に関する売却、賃貸、相続、管理等の相談に対し、専門家が利活用方法等を検討・提案します。	なし
必要なもの	手続可能な人
なし（空き家に関する資料があればご持参ください）	相続人または管理人
	問合せ先
	市街地整備課 ☎ 04-2953-1111 内線（2220、2223）

## 相続した空き家をリフォームまたは解体し、その家屋または敷地を譲渡した

### 手続 被相続人居住用家屋等確認申請書の提出

手續詳細	期 限
空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォームまたは取壊しをした後に、その家屋または敷地を譲渡した場合には、その譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除する制度です。	相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から、令和9年12月31日までの譲渡が対象。
必要なもの	手続可能な人
<input checked="" type="checkbox"/> <b>被相続人居住用家屋等確認申請書</b> （提出書類については、申請書に記載の提出書類の確認表をご確認ください。）	相続人
	問合せ先
	市街地整備課 ☎ 04-2953-1111 内線（2220、2223）

## 10. その他の手続

### 犬を飼っている

#### 手続 飼い主の名義変更

手續詳細	期 限
亡くなられた方が飼い主の場合、飼い主の方の名義変更が必要となります。	なし
必要なもの	手続可能な人
問合せ先までご連絡ください。 (電子申請も可)	親族または同居者が望ましい  問合せ先 環境課 ☎ 04-2937-6793

### 浄化槽を使用している

#### 手続 浄化槽管理者の名義変更

手續詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽の管理者の場合、名義変更が必要となります。	30日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書(3部)	親族または同居者が望ましい  問合せ先 環境課 ☎ 04-2937-6793

## MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却	速やかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	亡くなられた方によって生計を維持されていた遺族が、受け取れる場合があります。詳しくは、手続先の年金事務所にご確認ください。 【手続先】 お近くの年金事務所（または共済組合）をご確認ください。

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。  
なお、事業承継する場合については、相続での手續が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3月 15 日まで	

### MEMO

## 市役所以外での主な手続

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	狹山警察署 ☎ 04-2953-0110 埼玉県警察 運転免許センター ☎ 048-543-2001
普通自動車の名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車等	埼玉運輸支局 所沢自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2029
軽自動車の名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車等	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎ 050-3816-3111
バイク(125cc超)の 名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車等	埼玉運輸支局 所沢自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2029
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先	
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告等	所沢税務署 ☎ 04-2993-9111	
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有者移転 (相続) 登記等	さいたま地方法務局 所沢支局 ☎ 04-2992-2677	
年金	<input type="checkbox"/>	年金の請求・手続等	所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約手続	各契約会社	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約手続		
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約手続		
電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/>			
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>			
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		フリーダイヤル ☎ 0120-15-1515	

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手續が進めやすくなります。

..... MEMO .....

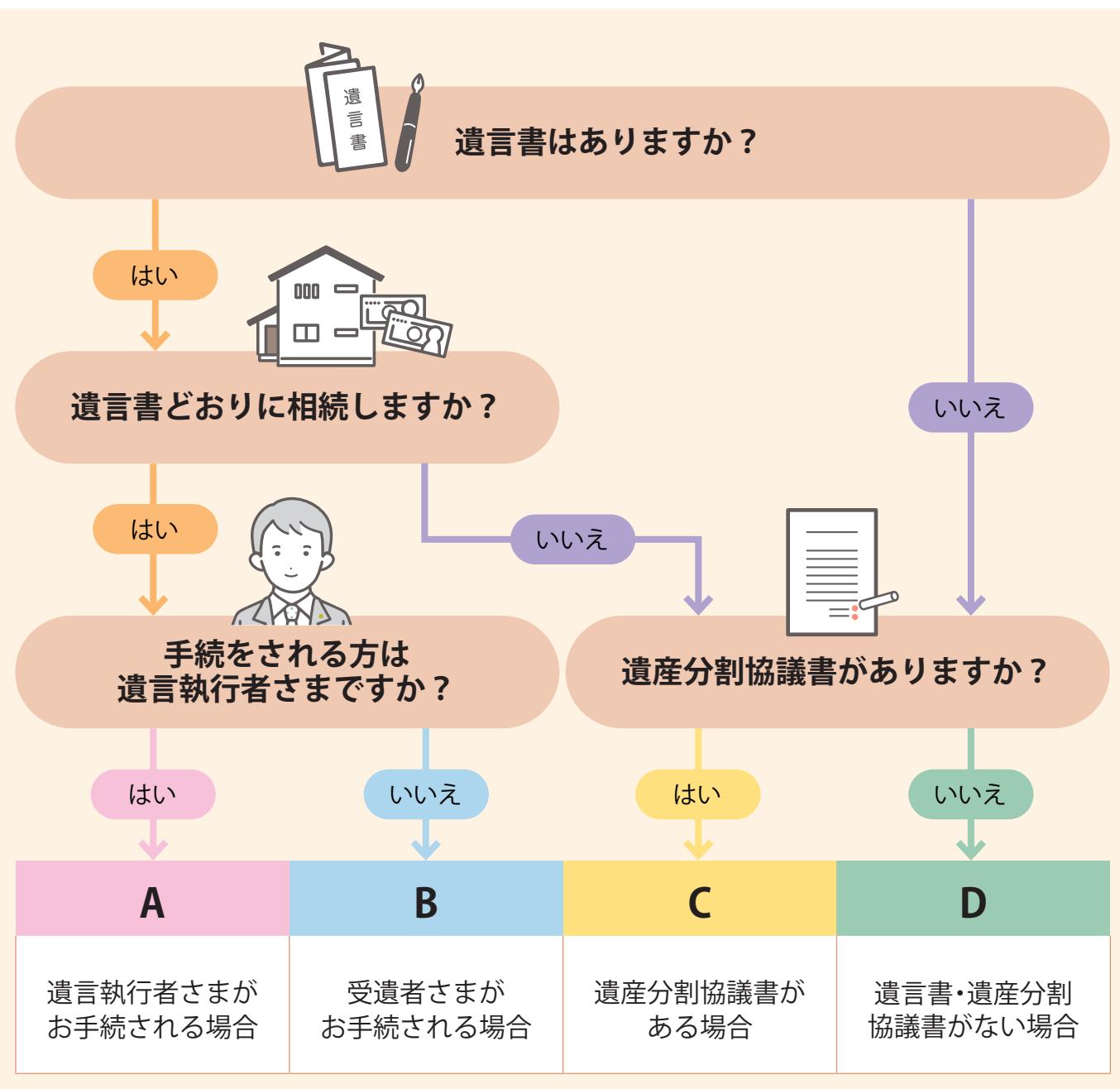
# 銀行口座凍結時の解除の方法

## 口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

### 必要書類の準備



## 代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(亡くなられた方)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

## 相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。被相続人の本籍地の役所に「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出の上、お問合せください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所をご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

## MEMO

## 家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

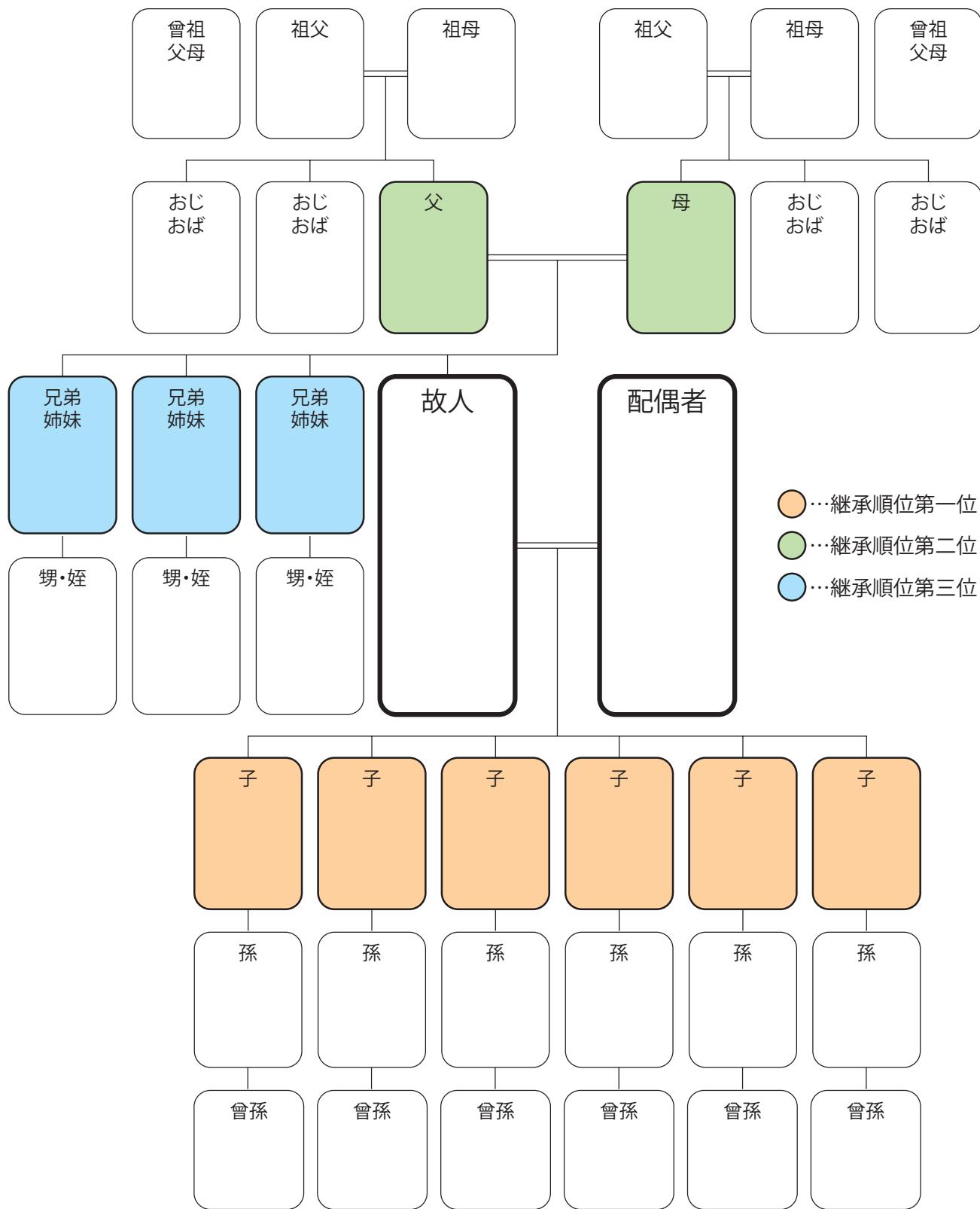
各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のホームページをご覧ください。

## 故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産				
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**  
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**  
**反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、  
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない  
不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。  
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続を応援します！

## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、

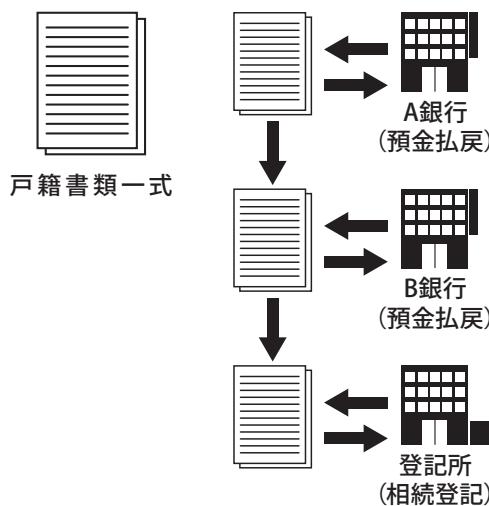
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

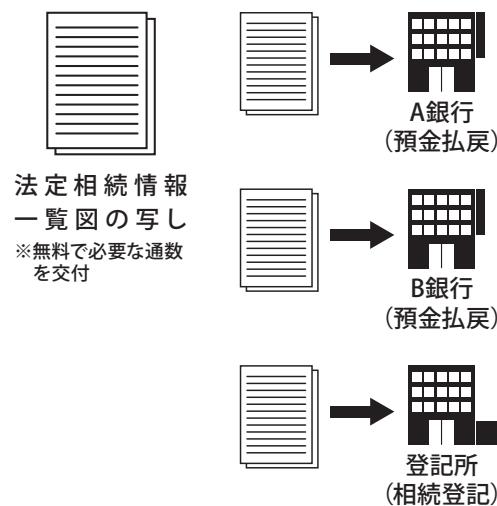
（※1）相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手續が同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



#### ③利用

各種相続手続にお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続は専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

[法務局ホームページ](#)

検索

# 委任状

## 代理人

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番号) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

### [委任事項]

---



---

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番号) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)狭山市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が全て記入し、署名・押印をしてください。

発 行 狹山市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 2025年11月

